

住まいの耐震対策推進キャンペーン運営業務委託仕様書

1 業務名

住まいの耐震対策推進キャンペーン運営業務

2 委託の期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

3 委託業務の内容

住まいの耐震対策推進キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）の実施に当たり、次に掲げる業務を委託する。なお、委託業務の実施に当たり必要な事項は、「4 キャンペーンの概要」以降に定める。

- (1) 運営に関する基本的な業務
- (2) 広報宣伝（啓発資料を含む）
- (3) キャンペーンへの応募の受付
- (4) 抽選及び当選者への通知
- (5) 景品の購入及び当選者への発送
- (6) アンケートの実施
- (7) 報告書の作成
- (8) その他キャンペーンを効果的に実施する上で必要な業務
- (9) 前各号の業務に要する経費の支払い

4 キャンペーンの概要

(1) 目的

耐震対策（家具等の固定、感震ブレーカーの設置）の実績等の報告に対するプレゼント企画を実施するなど、進捗を県民と共有して弾みをつけるとともに、楽しみながら住まいの耐震対策の実践を促進する。

※本業務における耐震対策は家具等の固定及び感震ブレーカーの設置を指し、木造家屋の構造上の耐震化ではないことに留意すること。

(2) 開催期間

令和8年10月から令和9年2月末までの間で適切な期間を設定すること。
なお、12月17日～23日（えひめ防災週間）を含む期間とすることが望ましい。

(3) 参加対象

県内に居住している者

(4) キャンペーンの内容

キャンペーンの内容は、次の項目を達成できるよう、キャンペーンの目的に資する企画提案を行うこと。

ア 家具等の固定器具や感震ブレーカーの購入・設置を促進すること。

イ 耐震対策を実施した方の動機や思いを紹介する等により、キャンペーンへの共感を高めるとともに、県民の行動変容を促すこと。

(必須事項)

- ・愛媛県防災公式SNSアカウント（Instagram、facebook、Xにおいて愛媛県が開設するもの。）を活用した企画内容とすること。
- ・キャンペーンで使用する資材には、防災みきちゃん、防災こみきちゃん、防災ダークみきちゃんのデザインを活用すること。

(5) 応募方法

Web上の専用フォーム又はアプリケーションソフトから必要事項を入力して送信する。

(6) 抽選方法

- ・当選者は、原則として抽選により決定する。ただし、特別な理由により特定の者にプレゼントを贈呈する場合その他の特定の者を当選させる場合は、この限りでない。
- ・当選者の発表は、当選の連絡をもって替えるものとし、落選者には連絡しない。

5 委託仕様の詳細

(1) 運営に関する基本的な業務

① システム等の仕様

- ・参加のための基幹的なシステム（アプリケーションソフト及びウェブサイトを含む。）にアクセスできる期間は、応募期間の始期・終期と合わせること。
- ・iOS及びandroidのスマートフォンに対応させること。
- ・参加者が分かりやすく容易に応募できる方法とすること。
- ・キャンペーンへの参加方法、参加者への説明内容その他の主要事項は、愛媛県と協議して決定すること。

② 実施に係るマニュアルを作成し、内容に関する問合せに対応すること。

(2) 広報宣伝

広告媒体や配信方法については、本業務の事業効果の最大化を図るため最適と考えられる媒体（複数の媒体を組み合わせる場合を含む）を選定の上、効果的な広報を企画・実施すること。

① 広報資材として次の媒体を作成すること

ア キャンペーン及び耐震対策を推進するための啓発用チラシを作成すること。

＜作成するチラシの種類＞

- ・キャンペーン広報用チラシ（1種類）
- ・家具の固定及び感震ブレーカーの周知啓発用チラシ（通年利用可能な内容とし、1種類）

＜チラシの仕様＞

- ・規格：カラー4色 A4判 両面 コート紙90kg
- ・校正は、最低2回入れることとし、防災危機管理課において行う。

- ・納入部数:60,000部(内訳については愛媛県と協議のうえ決定する。)
- ・納入期限:愛媛県と協議の上定める
- ・納入場所:愛媛県庁第一別館3階 防災危機管理課
- ・チラシは100部ごとに仕切りを入れ、適宜の量ごとに梱包し、愛媛県の指示に従い納品すること。
- ・チラシの電子データ(形式:PDF及びai)を光学ディスク(CD-R又はDVD-R)に収めて防災危機管理課に納品すること。この場合において、PDFデータは、ホームページ掲載用として、データ容量が1MB程度以下であり、かつ、掲載内容が十分確認できるものとする。

イ 感震ブレーカーの普及啓発を目的とした感震ブレーカーの動作を示すためのデモ機を購入又は製作すること。

＜仕様等＞

- ・種類:分電盤タイプ 1基
コンセントタイプ 1基
 - ・サイズ:イベント等で使用できるよう持ち運びが可能な大きさとする。
 - ・電源:屋外や電源のない場所で実演が可能な仕様とすること。
(例:乾電池、充電電池、ポータブル電源、内蔵バッテリー等)
 - ・動作方法:手動で震度5弱程度の揺れを加える機能を備えること。
- ② キャンペーンの詳細を掲載する愛媛県のホームページに、インターネット経由の参加者を効果的に誘導する工夫をすること。
- ③ 広報の実施に当たっては、キャンペーンに参加することが家具等の固定や感震ブレーカーの設置を実施する意欲を高めるよう時期、媒体及び内容を工夫すること。
- ④ 広報宣伝の中でWeb/SNS広告を実施する場合は、クリック率や単価などの指標をモニタリングのうえ、適宜必要に応じて配信設定を見直しながら実施すること。

(3) キャンペーンへの応募の受付

- ・キャンペーンへの参加状況を確認できるよう、応募者の一覧を整備すること。

(4) 抽選及び当選者への通知

- ・抽選は、厳正に行うこと。
- ・当選者の数は、キャンペーン全体で50人以上とすること。
- ・当選者への連絡は、本人から応募時に申出のあった連絡先に行うこと。

(5) 景品の購入及び当選者への発送

ア 基本的な内容

- ・本キャンペーンの景品として、愛媛県と協議の上決定する商品を購入するとともに、当選者へ当該商品を発送する。
- ・応募者から個人情報収集する場合は、当選時の発送にのみ利用すること。

イ スケジュール(目安)

キャンペーンの内容に応じ、期間中、適宜の回数行うこととし、当選者

の決定後、概ね 10 日以内を目途に景品を発送すること。

(6) アンケートの実施

- ・愛媛県と協議の上アンケートを作成し、応募者から可能な範囲で回答を募ること。
- ・アンケートの結果は集計し、業務報告書とともに提出すること。

(7) 業務報告書の作成

- ・業務完了後に業務報告書を 2 部作成し、愛媛県に提出すること。
- ・業務報告書には、キャンペーンの効果分析を行ったうえで、改善点等を記載すること。

6 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、愛媛県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・個人情報取得する場合における取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・本業務にて、Web/SNS 広告を実施する場合は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第条及び第 28 条の権利を含む。）は、検査完了をもって全て愛媛県に移転する。
- ・成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約完了後においても、同様とする。
- ・各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の経費は委託料に含むものとする。

7 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・上記にかかわらず、明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なものは、本業務に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に

対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。

デジタルプロモーション実施時における留意事項

愛媛県デジタルマーケティングガイドラインに基づき、下記の点に留意して実施すること。

1 Google アナリティクス及び Google タグマネージャ管理に関する業務

- (1) 本事業の PDCA サイクルの確立やオーディエンスリストの蓄積のため、各種計測タグ、リターゲティングなど、事業に関わるタグを設定すること。

2 種類の Google アナリティクス横断アカウント(愛媛県庁の複数ウェブサイトに対する横断的な計測)及び縦断アカウント(本事業に用いるウェブサイトのための計測)のトラッキングコード、Google アナリティクスイベントトラッキング・目標設定用のタグ、受託者の Google 広告アカウントで発行する Google 広告リマーケティングタグ、コンバージョントラッキング、コンバージョンリンカー、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャで発行する Meta ピクセル、その他サードパーティタグ等

- (2) 上記の各種タグについては、愛媛県及び「防災ポータルサイト」の管理運営業務の受託者と協議の上、愛媛県公式の Google タグマネージャ上に別途発行するコンテナを活用して、設定を行うこと。
- (3) 事業の目的を定義するため、愛媛県及び「防災ポータルサイト」の管理運営業務の受託者と協議の上、ウェブサイトの目標を縦断 Google アナリティクス上で設定すること。
- (4) 「防災ポータルサイト」の管理運営業務の受託者と協議の上、事業におけるタグ活用が確実に行われるよう、愛媛県公式の Google タグマネージャ上でのタグ・トリガーアクションの設定、タグの発火テストを実施すること。
- (5) アプリを利用する場合、アプリの利用状況や広告経由のインストール数について、Google タグマネージャ及び Firebase 向け Google アナリティクスを用いて、目的の達成度合いを効果検証すること。

2 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、愛媛県の信用失墜やブランド毀損となる場所への広告掲載は避けるための設定を行う、アドベリフィケーションツールを採用するなど、可能な限り愛媛県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。
- (2) 愛媛県が示す事業目的に応じて CPM 課金、CPC 課金やその他の課金方式を選択して提案可能とする。広告媒体のうち、バナー広告等の CPM 課金

型（インプレッション単価制）ディスプレイ広告を実施する場合においては、vCPM 課金型（viewable インプレッション単価制）が可能であれば優先的に採用すること。その採用が困難な場合や、広告配信の目的に応じて、クリック単価制、コンバージョン最大化の自動入札を用いるほうが効果的な場合には、愛媛県に説明・協議の上、方式を決定すること。

- (3) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (4) 縦断 Google アナリティクスで広告効果を取得するため、愛媛県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、訪問者データを蓄積すること。
- (5) 広告媒体から着地するウェブサイトを経た目標完了等までを一体のユーザー導線として捉え、その総合的な動向や結果をもたらした要因や将来に向かった改善策を最終レポートとして必ず記載すること。
- (6) (1) に記載の対策を行っても、広告媒体から不正なクリックや広告表示が発生して返金が発生する場合がある。その際に返金分の取り扱いについては、愛媛県と協議の上取り決めること。

3 Meta (Facebook、Instagram) 広告を利用する場合

- (1) 愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャと愛媛県が別途指定する Facebook ページ、Instagram アカウントや受託者の広告アカウントを紐付けること。
- (2) Meta 広告を展開する場合は、愛媛県に対して「広告アカウントの管理」の権限を付与すること。なお、受託者の Meta 広告アカウントとのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャ以外への接続も行わない。
- (3) Meta ピクセルの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。なお、事業目的に応じて最適なイベントピクセルの提案や、カスタムオーディエンスを設定すること。
- (4) Meta が提供する無料調査（「リフトテスト」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとしてイベント測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Google 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイクロライアントセンター）アカウントと受託者の Google 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Google 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。

- (3) 受託者の広告アカウントと縦断 Google アナリティクスを連携すること。
受託者の Google 広告アカウント及び縦断 Google アナリティクスアカウントそれぞれで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (6) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

5 Yahoo！広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Yahoo！広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイクロライアントセンター）アカウントと受託者の Yahoo！広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Yahoo！広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の Yahoo！広告アカウントで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、ターゲティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

6 その他広告媒体を利用する場合

- (1) Meta 広告又は Google 広告、Yahoo！広告以外の広告媒体を活用する場合においても、原則としてこれらの媒体と同様の対応を行うこと。
- (2) 広告の閲覧権の付与について愛媛県がやむを得ないと認めるに足る事情があると考えられる場合には、愛媛県と協議の上、代替案を決定すること。
- (3) 各媒体などとタイアップ企画コンテンツを制作する場合は、同コンテンツ内に愛媛県が指定するリターゲティング用のタグを設定し、訪問者データを蓄積するよう務めること。

7 動画制作・動画広告を実施する場合

愛媛県が今後中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること（動画視聴者リマーケティングリスト作成等）。

8 7においてYouTubeを利用する場合

- (1) 作成した動画は愛媛県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。
- (2) YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行い、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。
- (2) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について愛媛県の承認を得ること。また、当該アカウントについては、事業完了後に一切の権利を愛媛県に譲渡すること。